障がい児相談支援の利用のながれ

※学校に通学している場合

① **各区福祉・介護保険課，健康課へご相談ください。**

対象の人へ障がい児支援利用計画（案）作成の提出依頼書をお渡しします。

② **指定障がい児相談支援事業者との契約が必要です。**

障がい児支援利用計画（案）作成の契約

指定障がい児相談支援事業者と障がい児支援利用計画作成の契約をします。

障がい児支援利用計画（案）作成・交付

指定障がい児相談支援事業者がご自宅を訪問し，本人・家族の意向をもとに障がい児支援利用計画案（仮の計画）を作成します。

③ **各区福祉・介護保険課，健康課へ書類の提出が必要です。**

障がい児相談支援支給申請

申請書と障がい児支援利用計画（案）を区役所へ提出。

支給決定（受給者証発行）

④ **指定障がい児相談支援事業者がサービス調整を行います。**

サービス担当者会議

本人や家族、サービス提供事業者の担当者とサービス内容などを話し合い障がい児支援利用計画を作成します。

障がい児支援利用計画の作成

本人の同意を得て、計画の内容を確定します。

⑤ **指定障がい児相談支援事業者が継続して支援します。**

モニタリング

相談支援専門員が定期的にご自宅を訪問し、サービス利用の調整などを継続して支援します。